

Title	威嚇と強制：概念の規定と定式化
Sub Title	Threat and coercion : a conceptual analysis
Author	田中, 宏(Tanaka, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2007
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.80, No.3 (2007. 3) ,p.1- 20
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20070328-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

威嚇と強制——概念の規定と定式化

田 中 宏

- (一) はじめに
- (二) 人はどう動くか
- (三) 人をどう動かすか——強制とは
- (四) 人をどう動かすか——威嚇とは
- (五) 情報操作による強制の事例の分析
- (六) 結 論

(一) はじめに

一般に、他者との間で利害が対立している場合に、人が要求を通そうとすれば、相手を自己の意向に従わせるしかない。その場合、順序として、まず相手を威嚇し、それでも効果がないならば、次に強制力を行使する。国際政治の場において、相手国に対して、まず警告し、次いで経済封鎖や武力行使がなされる。その多くの事例を見れば、これを事実として受け入れて差し支えない。が、威嚇とは、また強制とは、どういうことか、両者はど

かがどう違うのか。周知のように強制については、これをどう規定し、どう定式化するかに関して権力論の名の下に甲論乙駁があった。が、議論は未だに収斂しておらず、まして威嚇と強制の異同を論ずるまでには至っていない。そこで本稿では、強制とはいかなるものか、また、そのメカニズムはどういうものか、そのメカニズムが成り立つための条件はなにか、を明らかにし、その上で威嚇の特質を吟味したい。⁽¹⁾ここに威嚇 (the threat of coercion) とは、その後実際に強制力行使 (actual coercion) を予定したもの、いわば、後者の尖兵といったものを想定している。

以下において、まず強制力行使の、次に威嚇の、それぞれの定式化について論ずるが、与件操作と機会費用というタムを鍵として上記の問題を明らかにしたい。まず、(二)で、人がどう行動するかを吟味し、そこに与件と最適選択肢との間に一対一の対応があることを確認する。そしてその関係から人を強制したり、威嚇したりするメカニズムが生まれる。このことを(三)と(四)で、それぞれ考察する。(五)では、ここにいう威嚇と単独の情報操作による強制とがどう違うのかを明らかにする。

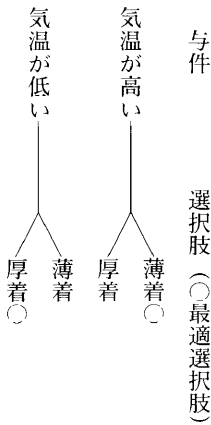
なお、本稿では強制と権力は同義のものとして用いる。また、明確な意図をもった主体間の関係に議論を限定し、さらに各主体の選好 (preference) が不変であることを前提とする。これらの前提は、上記の問題を純粹の相の下に究明するための措置である。

(一) 強制について筆者はすでに考察したことがある (Tanaka, 1989, pp. 199-206)。が、ここでは威嚇について十分吟味しなかった。本稿で、その欠けたところを補完するわけであるが、あわせて強制の定式化そのものについても前稿よりも直截・簡明な表示方法を提示したいと思う。しかし、基本的なアイデアは変わらないから、記述の上で前稿との重複が若干ある。御了承を乞う次第である。

(二) 人はどう動くか

人はどう動くか。たとえば、気温が高いときには人は薄着をしようとし、低いときには厚着をしようとする。気温の高い、低いということは人にとって与件 (case) であり、薄着、厚着は与件への対処の仕方である。が、明らかに両者の間に対応関係がある。すなわち気温が高いという与件に対しては薄着が、気温が低いという与件に対しては厚着が、それぞれ対応している。なぜ、このような対応関係があるかといえば、人はそれぞれの与件の下で、できるだけ自己の状況を改善しようとし、それに最適な選択肢を採ろうとするからである。最適選択肢は気温が高いという与件の下では薄着であり、気温が低いという与件の下では厚着である。このように与件と最適選択肢との間には、おおまかにいって、一対一に対応関係がある。これを、最適選択肢は与件に一義的に依存する、ともいう。これに対し、気温が高いという与件の下での厚着、気温が低いという与件の下での薄着は、ともに非最適選択肢である。これらを表示すると、表1のようになる。

表 1



(2) 厳密に言えば、一対一の対応関係がない場合もある。これについては次節を参照のこと。(1)に与件 (data) とは、論理学用語で、所与の条件 (given conditions) を指す。なにが所与となるかは、主体と相対的である。主体にとつて、その在り方を変えることのできないもの、いわば主体にとつて環境であるものを、をいう。機会費用の概念を使えば、主体にとつての与件とは、主体がその在り様を変化させようとすると、そのために多くの資源が必要となり、その機会費用が過大になって割りが合わないことをいう。したがって、所与として受け入れることが、最も採算に合う、ということである。機会費用については注(6)を参照のこと。なお、一口に与件といっても、その中身は多種多様である。したがって、本来ならば、与件の束 (a set of data) というべきである。が、話の内容に応じて、その中の一部がクローズ・アップされて主役を演ずるから、以下では、この主役の部分だけを単に与件といい、また、他の部分が不変で、主役の部分のみが変化することを、与件の変化ということにする。

(三) 人をどう動かすか——強制とは

気温の高低はすべての人にとつて所与で、これ进行操作・変更することはできない。が、これとは異なり、ある人にとつては所与であっても別の人にとつてはそうでないもの、つまり別の人が操作できるものがある。このような場合に、ある人の行動が別の人によつて操作される、という現象が生ずる。⁽³⁾以下、このような場合を念頭において議論する。いま、個人Aが個人Bにとつての与件を操作できるものとし、それについて考えることにする(単一の意思決定をするならば、A、Bを人々の集団としてもよい。単一の意思決定をするものを主体という)。以下では、まずBについて、次いでAについて説明する。

B について——与件と最適選択肢との一対一の対応

まず、Bについていえば、上に見たように、与件のひとつひとつに最適選択肢がひとつずつ一対一で対応している、といえる（以下、これを略して与件と最適選択肢の一対一対応という）。いま、Bの最適選択肢の束の中で、Aにとって最も望ましいものをAが実現しようとするならば、AはBの与件の中からそれに対応するものを選んで、それを設定すればよい、ということになる。こうなると、Bは最適選択肢をAの望む方向へ変更することになる。

では、これによってBの状況はどうなるのか。そもそもBの状況は与件と最適選択肢の双方に依存する。しかるに上に見たように、最適選択肢と与件とは一対一で対応しているから、結局のところ、Bの状況は与件のみによって一義的に規定される、ということになる。その与件を設定するのがAであるから、文字どおりBの状況はAの意向次第ということになる。⁽⁴⁾もとより、これによってBの状況が改善する場合もあれば、悪化する場合もある。AのBに対する強制とは、この後者を指す。⁽⁵⁾すなわち、AがBにある最適選択肢を採らせようとしてBの与件を操作し、その状況を悪化させること、換言すれば、Bの与件の束のうちBの状況を悪化させる与件を選んで、それを設定すること、これをAのBに対する強制という。ここに与件操作によるBの状況の悪化分を、AのBに対するペナルティー (penalty)、という。

ただし、与件操作をしてもBの状況がさほど悪化しない（いわゆる蚊に刺された程度）か、あるいはほとんど悪化しない場合がある。このような場合には、操作対象となる与件がBにとって重要ではないということである。本稿で想定しているのは、Bにとって死活的に重要な (essential to existence) 与件である。それは、それなしでやっていくことが、低い、惨めな、耐えられない生活を意味するということ、いわば、それが生活必需品で、経済学的には消費者余剰が大きい財であることを意味する。以下では、与件という場合、重要な与件を指すものとする。ここで、隣国Cを侵略しようとしているB国に対し、A国が介入する例に即して説明する。

C国を侵略しようとしているB国を想定する。侵略には石油が必要である。石油が十分であれば侵略が、石油が不足すれば侵略しないことが、Bの最適選択肢である。が、Bは石油を自給できないためA国からの輸入にもっぱら依存している。そのA国はB国の侵略を阻止したいと思っている。以上が前提である。問題は、AがBの侵略を未然に阻止するにはどうしたらよいか、ということである。

Aが着眼するのは、Bの石油の量がBにとって重要な与件であるが、それをAが操作できるということである。そこで機先を制してAがBへの石油の供給量を削減するとすれば、Bは石油不足に陥るから、侵略の計画を放棄せざるをえない。これがAのBに対する強制である。その場合、Bは「石油が十分にある」という与件の下で、侵略する」という情況から、「石油不足」という与件の下で、「侵略しない」という(Bにとっては)劣悪な情況へと追い込まれる。この情況の悪化分が、AのBに対するペナルティーである。

表 2

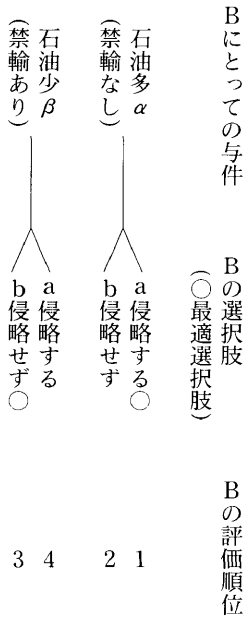


表2は、Bがそれぞれの与件の下でどのような選択をするか、を示している。まず、禁輸なしの石油供給が十分であるという与件を α とすると、この下での最適選択肢は、侵略 a である。その際のBの状況を $\langle \alpha, a \rangle$ と記すことにする。なお、この与件の下では、侵略せず b は最適選択肢ではないから、Bはこれを採用しない。また、禁輸によって石油の供給が不足するという与件 β の下での最適選択肢は、侵略断念 b である。このときのBの状況を $\langle \beta, b \rangle$ と記す。この与件の下では、侵略は最適選択肢ではないから、Bはこれを採用しない。なお、Bにとつては、 $\langle \alpha, a \rangle$ が $\langle \beta, b \rangle$ よりも望ましい。

さて、Bの置かれている現下の与件が、禁輸なしの与件 α であるとしよう。この下では侵略 b が最適選択肢であるから、Bはこれを採用しようとする。ここでAが禁輸をするから、Bの与件は β になり、その下でのBの最適選択肢は、侵略せず b 、であるから、これを採用しようとする。このときBの状況は $\langle \beta, b \rangle$ になる。つまりBの状況は評価順位第1位から第3位へと悪化したことになる。この状況の悪化がAのBに対するペナルティである。

では、Bの選好において与件と最適選択肢との間に一対一対応がない場合はどうなるか。たとえば、ひとつの与件に対して複数の最適選択肢が対応しているときには、どうなるか。B自身が複数の最適選択肢を同時に採ることはできないから、このような場合は、論外ということになる。これに対し、いくつかの与件にひとつの最適選択肢が対応するときには、どのように与件を変えても、最適選択肢が同一だから、強制力行使にならないことになる。例えば、禁輸によって石油が不足してもBが侵略を望む（Bの評価順位の4と3とが入れ替わること）というのであれば、強制力行使は成立しない。したがって、強制力行使が成立するためには与件と最適選択肢の一対一対応が必要である。以下の議論においては、与件と最適選択肢との間に一対一の対応があり、かつ、それら与件の中に、操作によってBの状況を悪化させるものが存在すると仮定しておく。

A について——与件操作の便益と費用

強制力の行使には、A が B にとつての与件を操作することが必要であることを述べたが、A がはたして B の与件を操作するかどうか。その動機について論じなければならない。それは与件操作のもたらす便益と費用の大小による。便益が費用を上回れば、与件操作に踏み切り、便益が費用を下回れば、与件操作を断念する。ここに便益とは、与件操作によって B の最適選択肢をば、自分にとつて望ましい方向に、また、望ましい程度に誘導したときに得られる純効用をいい、他方、費用とは、与件操作をしたために断念せざるを得なかつた純効用のうちの最大のものである。後者はこういうことである。いま、与件操作に投下する資源（時間や労力）を、かりに別の複数の用途に投じていたら、それぞれの用途において、それぞれながしかの純効用（＝効用から不効用を差し引いたもの）が得られるはずである。与件操作へ資源を投下するとすれば、これら純効用を断念しなければならぬ。断念されるべき純効用のうちの最大のもを費用、正確には機会費用といふ。⁽⁶⁾

上記の例に即していえば、与件操作とは、A が B に対して石油の輸出を禁止することである。この操作の便益とは、B 国の侵略阻止のもたらす純効用で、これについては云々するまでもないであろう。他方、この操作の費用とは、石油の輸出禁止をすることで断念される純効用——禁輸措置をしなければ得られるはずの純効用である。たとえば、B に石油を輸出していた A 国の業者は引き続き販路を確保できたであろうし、また、A 国の政府は軍を臨戦態勢に置かずにすんだはずである。これらのもたらす純効用を断念しなければならない。

これまでの説明で、A が B にとつて唯一の石油供給国であることを仮定してきた。つまり、A は B への石油の供給独占の立場にあった。もし、この仮定を外してみたらどうか。すなわち、B 国へ石油を供給しているのが多数の国であるとしよう。すると、A が禁輸をしたところで、他の国々が供給をするから、B 国は侵略を断念する

ことはない。B国に侵略を断念させるには、Aと他の石油供給国とが結託して禁輸措置を講じなければならない。すなわち、石油の供給に関して独占体を形成しなければならない。すると、こういうことがいえる。与件操作が実効を収めるには、与件の使用に関して独占的 (monopoly over the use of B's datum) でなければならない、と。もとより結託を形成するには、そのための交渉に時間や労力といった資源を投下する必要がある。また、参加国の中には協定破りが出ないとも限らないから、その監視が必要となる。そのためにまた資源が必要になる。このように、これらの費用をも入れるとなると、与件操作の費用はさらに膨れ上がることになる。したがって、他国もBへの石油供給国である場合には、その分だけA国はB国への強制力行使を断念し勝ちになる。⁽¹⁾

ここでAの評価を書き入れてみよう。Aの評価順位の確定には、与件操作の便益と費用の大小関係を考慮する必要がある。まず、現状を石油が多い状態 α とする。これは、Aが禁輸をしない場合である。したがって、与件操作の費用はかからない。したがって、Bが侵略をしなければ、これはAにとって最も望ましい。禁輸の措置をとることは、与件操作であるから、そのための費用がかかる。が、Bが侵略を思い止まるならば、与件操作の便益の方が、費用を上回るかぎり、Aはこれに第二位の評価を与えるであろう。また、Aが禁輸をしてもBが侵略

表 3

	Bにとつての与件		Bの選択肢 (○最適選択肢)			Bの評価順位		Aの評価順位	
	石油多 α (禁輸なし)	石油少 β (禁輸あり)	a 侵略する ○	b 侵略せず		3	4	2	4
	a 侵略する ○	b 侵略せず	2	1		2	4	1	3

する場合 $\langle \beta, a \rangle$ と、A が禁輸をしないで B が侵略する場合 $\langle \alpha, a \rangle$ とでは、A にとっては、後者の方が望ましい。与件操作の費用がかからないからである。以上を書き入れると、表 3 のようになる。

ここで、B が採るのは最適選択肢だけであるから、A に残された選択肢は、 $\langle \alpha, a \rangle$ か $\langle \beta, b \rangle$ かである。A の評価は、前者が第三位、後者が第二位である。よって、A は後者を選ぶ、つまり、与件操作に踏み切る。その結果、評価順位 1 から 3 へと B の状況は悪化、他方、評価順位 3 から 2 へと、A の状況は改善する。このように両者の利害が相反するのが、強制や威嚇の特徴である。

なお、A にとって与件操作の費用が便益を上回るならば、どうか。例えば、B に石油を供給する国が A 以外にあって、それらが石油の禁輸にならばの便益を感じないとするならば、与件操作を A が単独でしたところで、その効果はない。したがって、便益はない。もし効果をあげて便益を確保しようとするならば、他の石油供給国と結託して禁輸措置を講じなければならない。すると、結託のためにかかる費用がこれに加わるから、与件操作の費用が大きくなって、便益を上回ることもある。このような場合には A は与件操作を断念するから、上の表の、A の評価順位が変わることになる。例えば、 $\langle \alpha, a \rangle$ と $\langle \beta, b \rangle$ との順位が入れ替わる、といった具合である。

(c) ウェーバー (Weber, 1968, p. 53) もタール (Dahl, 1957, pp. 201-215) も、A が B の状況をどのようにして変化させるか、について言及しなかった。この点についてハーサニー (Harsanyi, 1962, pp. 67-80) は、利益と不利益の提示、A の B に対する職務上の権限、B の A に対する私的な感情、といった具体例を列挙しているが、それらと与件 (操作) という論理学用語で抽象的・一般的に表現することをしなかった。それを示唆したのは、ナイト (Knight, 1953, p. 203) であり、それを明確にしたのがハイエク (Hayek, 1960, pp. 139) である。ただし、彼等はいずれも与件と最適選択肢の対一の対応については言及していない。

- (4) 国際政治学の概念である相互依存(例えば、Baldwin, 1980, p. 499)、「ヘゲモニー(例えば、Keohane = Nye, 1977, p. 44)」、勢力均衡(例えば、Claude, 1962, pp. 13-14)の各概念は、私見では、いずれもこの一対一の対応関係を前提にしている(Tanaka, 1989, pp. 199-206)。
- (5) これは、ウエーバー・タールの規定を引き継いだものである。ウエーバーによれば、「権力とは、ある主体が相手の抵抗を排して自己の意志を貫徹する確率である……」(Weber, 1968, p. 53)。ここにある主体をA、相手をBとするならば、相手Bが抵抗するのは、AによってBがその状況を悪化させられるからである。もしBの状況が改善されるならば、Bが抵抗するはずはない。また、タールの文言、「AがBに権力をもつのは、AがBにしたくないことをさせる場合であり、その場合に限られる」(Dahl, 1957, p. 203)の中の「Bがしたくない」理由は、AによってBの状況が悪化させられるからである。
- (6) 機会費用の概念については、Alchian (1977, pp. 301-304) と Knight, (1924, pp. 592-593) を参照のこと。なお、機会費用を権力概念に取り入れたのは Harsanyi (1962, pp. 67-80) であるが、本稿とは異なり、与件操作と機会費用を結び付けてはいない。ハーサニーの機会費用の考えを、逸早く国際政治の面の権力行使に適用したものに Baldwin (1971, pp. 145-155, 1980, pp. 471-506) がある。しかし、これもハーサニーと同様に機会費用を与件操作と関係付けていない。この点については Tanaka (1989, pp. 199-200) を参照のこと。
- (7) アクトン卿の言葉 (Acton, 1906/1988, p. 519) に「権力は腐敗する。絶対的権力は絶対に腐敗する」がある。が、権力行使に与件操作の面での独占的要素の存在が不可欠であること、その要素があるからこそ腐敗が生ずるのである。権力の反意語は自由である。BがAから自由であるためには、Aによってその与件を操作されないこと、つまりAがBの与件の使用において他の主体と競争的であることが必要である。

(四) 人をどう動かすか——威嚇とは

上記の事例において、AがBの侵略の意図を事前に察知し、侵略阻止のために次のような警告を発したらどう

か。もし、侵略を断念しなければ、事前に石油の供給を止めるが、もし、侵略を思い止まるならば、石油の供給を従来通り継続する、と。ただし、この場合、与件操作を実際には行わない（もとより与件操作をほんのわずか行う場合もあるが、これはあくまで A が自己の意図を B に伝達するためのものであるから、これを「与件操作を行わない」の中に含めることにする）。これは威嚇と呼ばれ、かならず条件付き文言の形をとる。すなわち、A が B に対して「石油不足という与件の下で、侵略をしない」か「石油の供給が従来どおり十分という与件の下で、侵略をしない」か、の選択を迫ることである。B にとつては、後者の方が望ましいから、後者を選択する。もとより後者といえども、現状よりも情況は悪化する。というのは、石油の供給が従来通り十分であるという与件の下では、侵略しないことが非最適選択肢であるからである。他方、A は与件操作をしなくてすむから A にとつては「戦はずして人の兵を屈するは、すなはち善の善たる者なり（孫子、一九三五年、四二―四三頁）」である。したがって、A ははじめに威嚇をし、それが失敗した場合、強制力を行使する。

これを表 3 で示せば、どういうことになるか。A が B に対し「侵略しなければ、従来どおり石油を供給し、侵略すれば供給しない」と事前に通告するばかりで、与件操作はしないのであるから、石油の供給の与件 α の下で、B に最適選択肢以外の選択肢 b —— 侵略せず —— を採らせようということである。それが A の狙いである。そのためはどうするかといえ、要求を呑むか痛い目に遭いたいか、つまり $\langle \alpha, a \rangle$ から $\langle \alpha, b \rangle$ へか、それとも $\langle \alpha, a \rangle$ から $\langle \beta, b \rangle$ へか、の選択を迫るわけである。前者は強制力行使のルート、後者が威嚇のルートである。前者が、B における与件と最適選択肢の 1対1の対応を利用しているのに対し、後者は B をしてその対応から外れるように、つまり非最適選択肢を採用させようとする。そもそも威嚇の定義を、現下の与件を変更しないで、つまり、現状のまま（というのには、与件操作をしないから）、B をしてその採用しようとする選択肢を変更せしめようとする、と規定するのであるから、これは非最適選択肢をとれ、ということになるわけ

(8) である。

Bの評価順位の変化でいえば、1↓2か、1↓3かということ、どちらを選択するかと問われれば、Bは、Aの警告を信用するかぎり、当然前者を選択する。その結果、BはCを侵略しないことになる。この場合、AのBに対するペナルティーは実際の強制力行使に比して小さい。Aにとっても、評価順位が強制力行使の場合は3↓2であるのに、威嚇の場合は3↓1であるから、威嚇の方が望ましい。したがって、Aは、まず、威嚇し、それでも効果がないとき、つまりBがAの警告を無視するとき、強制力を実際に行使する。

ここで考えてみなければならぬ。そもそも威嚇は、Bに対し与件 α の下で非最適選択肢bを採用せよ、という情報伝達である。かかる情報がBに伝達されないとすれば、どうなるか。Bは合理的に行動すると仮定されている。その必要条件が、与件と最適選択肢との一対一の対応である。 $\langle \alpha, b \rangle$ というのは、非最適選択肢であるから、もしこのような情報伝達がないならば、Bはこのような選択をしようとはしない。そこで、Aがかかる選択肢があることをBに伝達するわけである。しかるにBにとっては、この情報の伝達があるか否か、が与件となるはずである。そこで、改めてこの与件を明示すると、表4が得られる。これは表3を書き直したものである。

表 4

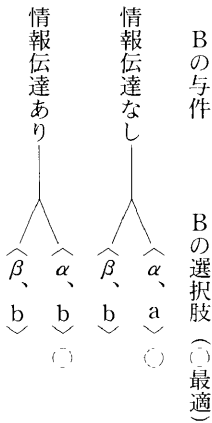


表 4 では、情報の伝達がないという与件の下での B の選択肢が、 $\langle \alpha, a \rangle$ と $\langle \beta, b \rangle$ である（これは、表 3 の「それぞれの与件の下での、B のかつての最適選択肢」である）。もとより B にとっては前者の方、つまり $\langle \alpha, a \rangle$ が望ましい。したがって、これが最適選択肢である。他方、情報の伝達があるという与件の下での B の選択肢は、A が提示するもの、すなわち、 $\langle \alpha, b \rangle$ と $\langle \beta, b \rangle$ になる。B にとっては、前者の方が望ましい。したがって、それが最適選択肢になる。このように表 4 においては、与件と最適選択肢の一对一の対応がある。かくして A が情報を伝達すると、それは B の与件の変化となるから、B の採用する最適選択肢が $\langle \alpha, a \rangle$ から $\langle \alpha, b \rangle$ へと変化し、その情況は悪化する。このように威嚇それ自体が強制の定義を満たす。すなわち、威嚇は強制の一形態である、ということになる。

(8) ハイエクは威嚇を the threat of coercion、強制を actual coercion として対比し、後者の例として課税や兵役の義務をあげている。しかし、それぞれについて定式化はしていない。また、強制について「A が B にして欲しい行為が、B にとって苦痛の少ないものになるように B の選択肢を A 自身が操作する」(Hayek, 1960, p. 133) といっている。「A が B にして欲しい行為」は、上の事例でいえば、侵略の断念 b であるが、それが B の与件を操作することによつて、つまり文字どおりの強制力行使によるものか、それとも強制力を行使すると言いつつも実際には与件操作をしない、つまり威嚇によるものか、をはっきりさせていない。前者の場合であれば、B の情況は $\langle \beta, b \rangle$ となる。つまり与件 β の下では b は最適選択肢である。が、後者の場合であれば、B の情況は $\langle \alpha, b \rangle$ である。すなわち、与件 α の下では b は非最適選択肢である。そのいずれにあたるかを彼ははっきりとさせていない。

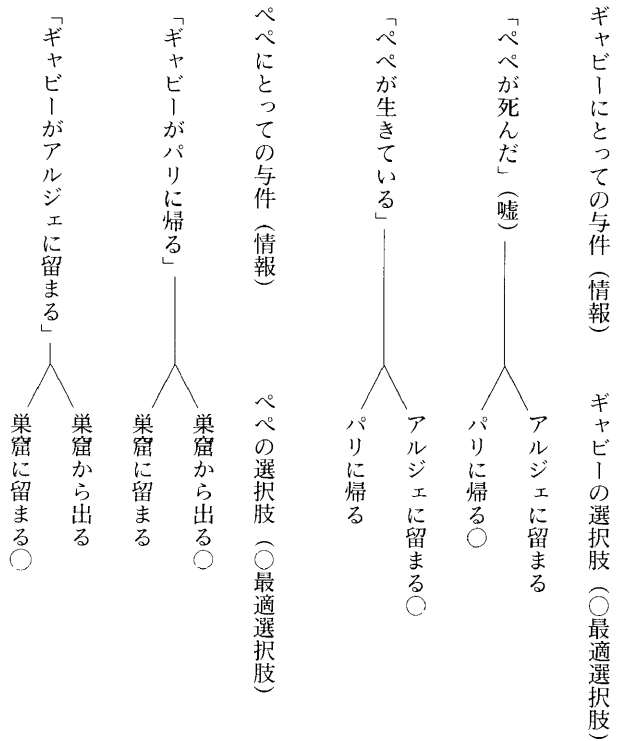
(五) 情報操作による強制の事例の分析

このように威嚇は、操作対象の与件を情報とする場合の強制であるが、逆に、操作対象の与件を情報にする場合の強制が、すべて威嚇になるかという点、そうではない。威嚇とは違って、その後に実際の強制力行使を予定していないものもある。その典型的事例が嘘をつくことである。以下、その事例を挙げる。

名画『望郷』では、情報が操作対象の与件になっている。ジャン・ギャバン演ずる前科者ペペは、パリを逃れてアルジェでボスになっている。巢窟は強固で、そこへは警察の手も及ばない。ペペを巢窟からどう誘い出したらいいか。頭を悩ました現地人の刑事カシムはひとりでペペを影のように付け回すが、豪胆なペペは歯牙にもかけない。彼を身邊に近づけて平然としている。そんなペペの前にパリのギャビーが現れ、二人は密かに恋に堕ちる。嫉妬に狂うペペの現地妻からこのことを聞いたカシムは早速一計を案ずる。ギャビーの夫に事情を打ち明けて、ペペと会えないように彼女を監視させた上で、「ペペが死んだ」とギャビーに伝える。落胆したギャビーは帰国しようとする。そこでカシムはペペに「ギャビーがパリに帰る」と告げる。矢も盾も堪らなくなったペペはギャビーを追って港へと急行する。が、そこにはカシム率いる警察陣が待ち受けていて、客船を目前にペペは捉えられる。客船の甲板から遠くアルジェの街を眺めるギャビーには眼下のペペの姿は入らない。ペペは呼びかけるが、その叫びは出発の汽笛に打ち消されてしまう。ギャビーは両耳を押さえてペペの視野から消え、絶望したペペはナイフで自らの命を絶つ。

この場合、カシムは情報を独占し、またそうなるように事前に工作をしている。その結果、ペペはギャビーに

表 5



ついでの情報、またギヤビーはペペについての情報を、ともにカシムだけから得る破目に陥る。カシムはここで情報の与え方如何で、表5のように、ペペとギヤビーのそれぞれの最適選択肢を操作できる。

つまり、ギヤビーに対して「ペペが生きている」という情報を与えれば、ギヤビーはアルジェに止まるし、「ペペが死んだ」という情報を与えれば、彼女はアルジェを去る。同じようにペペに対して「ギヤビーがアルジ

エにいる」という情報を与えれば、彼は巣窟に止まるし、「ギャビーがバリに帰る」という情報を与えれば、彼は巣窟を出てギャビーを追う。このように与件と最適選択肢との間には一対一の対応関係がある。カシムにとつて望ましいのは、ギャビーを追ってペペが巣窟から出ることであり、そのためにはギャビーがアルジェを離れることである。これらが実現するように彼は与件である情報を操作したのである。まさに情報操作による強制力行使 (actual coercion) である。

(六) 結 論

1. Bは与件の下で、自己の純効用を最大化すべく、それに最も適した選択肢を採用しようとする。もし、与件が変化すれば、それに応じて最適選択肢も変わる。このように与件と最適選択肢は一対一で対応する。AがBを強制するということは、AがBの最適選択肢の中から、自分にとつて最も望ましいものを、Bに採用させるべく、それに対応するBの与件を設定すること、そしてそれによってBの効用を低下させることをいう。このように強制が成り立つには、Bにおいて与件と最適選択肢とが一対一で対応していなければならない。与件と最適選択肢との間に一対一の対応がない場合は、与件を変えても最適選択肢が不変の場合と、ひとつの与件に対して複数の最適選択肢がある場合とに分けられる。前者の場合には強制は成り立たない。後者の場合にはBの選択そのものが成り立たないから、これは論外ということになる。

2. 次に、Aに与件操作をするインセンティブがなければならぬ。これは、Aにとつて与件操作に伴う費用を、与件操作のもたらす便益が上回らなければならない、ということである。その際、与件操作が効果をあげるため

には、B の与件を A が独占的に使用することが必要である。同一の与件を A 以外の複数の主体が別個に使用できるならば、A がその与件を操作しても B に対する効果は決定的ではない。決定的な効果を及ぼすには、与件を独占的に使用できるようにすることで、そのためにはこれら複数の主体の間で単一の結託を形成しなければならぬ。かくして余計に費用がかかるから、A が与件操作に踏み切るのが、その分だけ、困難になる。

3. B の行動を自己に有利になるように誘導するという目的は、強制力行使の場合と威嚇の場合とは変わらない。しかし、威嚇の場合、A はその手段として、「言うことを訊かなければ、実際に与件操作を行使する」、という情報の伝達をするだけで、実際には与件操作をするわけではない。つまり、A は現下の B の与件を動かさずに B をして (B にとっての) 非最適選択肢を採用させようとする。したがって、与件操作に伴う費用はほとんどかからない。便益のみが得られるから、威嚇は割りが合う作業である。他方、B にしても現下の与件の下で、非最適選択肢を採用することの方が、実際には与件を変更されて、その下で最適選択肢を選ぶことよりも有利であるから、これは受け入れ易くなる。この二つの理由から、A は威嚇を強制力行使に先立って採用するのである。

4. 強制力行使は、B における与件と最適選択肢の一对一の対応の範囲内で行われる。これに対し威嚇は、現下の与件の下で B をして非最適選択肢を採らせようということであるから、この対応から外れる。しかし、何が最適選択肢となるかは、操作対象として何を与件に選ぶかによって決まる。そもそも威嚇とは、A による B への情報伝達である。B にとってこの情報はほかならぬ与件である。この情報を与件として、改めてその角度から表 3 の「現下の与件の下での非最適選択肢」を見ると、それがなんと表 4 のように最適選択肢になる。かくしてこどもも与件と最適選択肢の一对一の対応を確認できる。したがって、威嚇 (the threat of coercion) そのものが定

義によって強制となる。つまり威嚇は強制の一形態である。ただし、威嚇は情報を操作対象の与件とする強制であるが、その逆は成立しない。すなわち、情報を操作対象の与件とする強制がすべて威嚇になるわけではない。

【参考文献】

- Acton, J. E. D., *Essays in Religion, Politics, and Morality (Selected Writings of Lord Acton, Vol. 3)*, 1988, ed. by J. R. Fears, Liberty Classics, Indianapolis.
- Alchian, A. A., "Cost," in his *Economic Forces at Work*, 1977, Liberty Press, pp. 301-333.
- Baldwin, D. A., "Interdependence and Power: A Conceptual Analysis," *International Organization*, 1980, 34, pp. 471-506.
- "The Costs of Power," *Journal of Conflict Resolution*, 1971, 15, pp. 145-155.
- Claude, I. L. Jr., *Power and International Relations*. New York: Random House, 1962.
- Dahl, R. A., "The Concept of Power," *Behavioral Science*, 1957, 2, pp. 201-215.
- Harsanyi, J. C., "Measurement of Social Power, Opportunity Costs, and the Theory of Two-person Bargaining Games," *Behavioral Science*, 1962, 7, pp. 67-80.
- Hayek, F. A., *The Constitution of Liberty*. London and Henry: Routledge and Kegan Paul, 1960.
- Keohane, R. O., and J. S. Nye., *Power and Interdependence: World Politics in Transition*, Boston: Little Brown, 1977.
- Knight, F. H., "Conflict of Values: Freedom and Justice," in *Goals of Economic Life*, ed. by A. D. Ward, 1953, New York, pp. 204-230.
- "Some Fallacies in the Interpretation of Social Cost," *Quarterly Journal of Economics*, 1924, 38, pp. 582-606.
- Tanaka H., "Power As Maximizing Behavior" *Behavioral Science*, 1989, 34 (3), pp. 199-206.
- Weber, M., *Economy and Sociology: An Outline of Interpretative Sociology*. Vol. 1, ed. by I. G. Roth and C.

Wittich, 1968, New York: Bedminster Press.
山田準・阿多俊介訳註、『孫子』、一九三五年、岩波書店。